

# 産業建設常任委員会記録

令和6年7月25日

【開催日】 令和6年7月25日（木）

【開催場所】 第1委員会室

【開会・散会時間】 午前9時～午前9時52分

【出席委員】

委員長	藤岡修美	副委員長	恒松恵子
委員	中島好人	委員	中村博行
委員	福田勝政	委員	宮本政志

【欠席委員】

委員	矢田松夫		
----	------	--	--

【委員外出席議員等】 なし

【執行部出席者】 なし

【事務局出席者】

局次長	中村潤之介	議事係書記	末岡直樹
-----	-------	-------	------

【審査内容】

- 1 山陽小野田地方卸売市場の審査を求める陳情について  
所管事務調査 卸売市場に関することについて

---

午前9時 開会

---

藤岡修美委員長 ただいまから、産業建設常任委員会を開会いたします。本日は、矢田委員から欠席届が出ておりますので、皆さんに報告いたします。審査内容につきましては、お手元に示してあるとおり、山陽小野田地方卸売市場の審査を求める陳情について、卸売市場に関する所管事務調査であります。まずは、7月8日に行いました委員会において、陳情についての執行部の回答がありましたので、それに基づいて審査を進めてまいりたいと思います。それと、執行部より本委員会から求めました資料も提供を受けておりますので、確認いただければと思います。まず、陳情の項目の1番、別紙に掲載されている損益計算書、貸借対照表について

て、間違いないものであるかどうか、また市はこれを把握しているかについてです。損益計算書、貸借対照表については、執行部から資料の提供を受けております。執行部の回答については、「損益計算書と貸借対照表は、来年度の契約における貸付料を算定するための参考資料として、資料と一緒にものが提出された。」でした。これについて、皆さんのほうで何かありましたら。

宮本政志委員 これじゃいけないですね。この詳細は、また執行部を呼ばないと分らんけど。この1番の文脈からいくと間違いないものであるかどうかというのが一つと、市はこれを把握しているかの二つでしょう。この回答は「把握している」ってことですよね。貸付料を算定するために参考資料として提出されましたから、当然把握はしていますと。ところが、これが間違いないものであるかどうかという点については、答弁は出ていませんから。この1に関しては、この回答では不十分だと思います。

藤岡修美委員長 宮本委員から意見が出ましたが、皆さんいかがですか。

中島好人委員 質問については、把握しているかということと、間違いないかという二つです。ただ、議会が、どこまでこの内容について突っ込んでいけるのかという点が、私はいまいち分からないわけです。市場の運営については、県の管轄になっていくわけです。市は、場所を提供し、貸しているというパターンなんですけども。この件について、では間違っているかどうかという点では間違っていないというふうに判断はするけども、その確認が必要なかどうかという点で、そこまで確認が必要なかどうかという点では、どっちにしろ、今後の運びによっては、執行部に確認しないといけない点が出てこようと思うので、その辺でまた聞くこともあろうかと思えます。ちょっと複雑な答弁、考えになりましたけども、そんな思いでおります。以上です。

藤岡修美委員長 ほかに御意見はありますか。

恒松恵子副委員長 資料を提出したときに、あえて間違っただけのものを出す必要もないわけで、またそれぞれフレッシュとの信頼関係に基づいて出されたものであるとは思っておりますが、先ほど中島委員が言われたとおり、執行部に問いただす機会があれば、「間違いないか」と一筆取る」とまでは申しませんが、そのような確認をされたかは執行部に確認すべきではないかなと思います。

宮本政志委員 あくまで陳情書は、中島委員がさっき言われたとおり、間違いないものであるかどうか。それとこの回答からいうとさっき言いましたように市は把握していますねと。間違いないものであるかどうかを執行部としては、市としては、どのように捉えていますかっていう観点が一つと。我々としたら、この間違いないものであるかどうかというのを議会として委員会として確認するなら、当事者の本人を参考人で呼んで、その点を聞いてみるというのも一つと思いますよね。でないと回答しようがないですね。信頼関係がどうか、執行部がこれは間違いないとは思っていますという回答を得て、委員会としては間違いありませんって結論から回答を出すっていうのは、ちょっと怖いと思うんですけど、どっちみちこれ本人に聞くしかないと思いますけどね。1番はそんなに難しくないと思うんですけど。

中島好人委員 確認するというだけでいいでしょう。

藤岡修美委員長 宮本委員、今、言われた本人というのはどちらになりますか。

宮本政志委員 フレッシュですね。

藤岡修美委員長 それでは、フレッシュに損益計算書、貸借対照表が間違いないものであるか確認するというところでよろしいですか。（「はい」と呼

ぶ者あり) それでは、陳情の1番の項目については、皆さんよろしいですかね。(「はい」と呼ぶ者あり) それでは、2番。市が契約書から精査できるフレッシュが得る転貸による令和5年度の家賃収入は幾らになると予測するかについて、執行部の回答は、「令和5年度の家賃収入は324万5,000円であったと思われる。」でした。これについて何かありますか。

宮本政志委員 あったと思われると書いてあるんだけど、執行部の言う324万5,000円の根拠は何なんかな。例えば、年度で決算が終わって、当然何かしらの貸借損益なりの確定申告っていうか、決算書類等を提出してもらって市が持っておけば、思われるっていう言葉は使わんよね。計算すれば全部出ているのだから。そうじゃなしに、この「思われる」というのは、例えば令和5年度っていうのも、これは4月1日から翌年3月31日の年度やけど、途中決算等で、この令和6年度に繰り越されるのが、令和5年度の意味の中に含まれていて計算ができんから「思われる」っていう言葉を使っていると。これはちょっと微妙なんやけどね。その辺りこの324万5,000円の根拠もまた詳細は聞けばいいかと思うけど。

藤岡修美委員長 白井課長の答弁の中に、324万5,000円であったかと思われる。実際には、賃貸期間以前から徴収しておるものか賃貸期間から徴収しているものか分からないので、確たる数字ではないっていう補足説明が……

宮本政志委員 その辺りは今後もう少し詳細を詰めていきましょう。今、委員長が言われたように、契約期間前に家賃が発生する、つまり収入があるのはあり得ないので。あくまで契約期間中にそれを転貸するっていう白井課長の答弁の内容もよく分からないんで、その辺りはまた整理しましょう。

藤岡修美委員長　そこはまた、整理していきましょう。ほかにありますか。

恒松恵子副委員長　前回示された決算書が令和5年6月30日でした。通常の会社では、今年度令和6年6月30日に、決算が終わっているはずだと思いますので、申告された頃、改めて参考人をお呼びするなら、そのときに確認できるのではないかと思います。

藤岡修美委員長　その辺りを含めて、また検討していくということで、よろしいですかね。（「はい」と呼ぶ者あり）2番よろしいですか。

宮本政志委員　これは多分次の3番も関係してくるだろう。このフレッシュの決算によって、いつその決算書類等が市のほうに提出できるか等もこれ確認したほうがいいので、委員会で確認していきましょう。

藤岡修美委員長　それでは、フレッシュの決算がいつなのかを確認していきたいと思います。よろしいですかね。（「はい」と呼ぶ者あり）3番。フレッシュが減免によって市に支払う令和5年度の家賃は年額幾らかっていうことについては、執行部の回答は、「土地と家屋を足すと、33万8,502円である。」でした。これについてはいいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）4番目。別紙によればフレッシュの今期令和5年度の売上げは1億円を見込んでいるとのことであるが、市はこの事実を把握しているか。また、市はフレッシュの今年度売上げを幾らと推察しているか。また、一般的な青果の地方卸売市場の年間売上高あるいは売上高の平均値の目安は幾らか。という、三つの質問があり、最初の令和5年度の売上げが1億円を見込んでいるかということの事実を把握しているかについては、「開設の際に、報道から取材を受けたときのフレッシュが回答したものと思われるが、一部の新聞には、来年度は1億円を見込むとあるため、その意気込みや目標を回答されたものではないかと思う。」と。一つずつ行きましょう。これについていかがですか。

宮本政志委員 これ前回の執行部の回答を基に今やっていますけども、この詳細については、また執行部に聞きたいことがあるので、そのとき執行部に聞きます。

藤岡修美委員長 よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは2番目の、市はフレッシュの今年度の売上げを幾らと推察しているかについて、「フレッシュの今年度売上げは、昨年度実績と同じくらいではないかと考えている。」でしたが、これについて。

宮本政志委員 これも、昨年度実績と同じぐらいついていう根拠等も含めて、見立てのことはまた執行部に聞きたいです。

藤岡修美委員長 執行部に確認するという事によろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、一般的な青果の地方卸売市場の年間売上高あるいは売上高の平均値の目安は幾らかについて、執行部の回答が、「農林水産省の令和6年2月の資料によれば、全国で地方卸売市場が905存在しており、その中で地方卸売市場の全体の青果、食肉、水産物、花卉も含めると、全体の取扱高が2兆8,000億円で、905で割ると30億9,000万円が全体の平均となる。山口県の資料では、令和4年度の実績では下関市場で19億1,000万円、周南市場は青果、果実、花卉あわせて40億100万円。防府市場で12億4,500万円。県の中央市場は、花卉のみで11億4,000万円である。」でしたが、これについて何か御意見ありますか。

中村博行委員 これはあくまでも平均値、あるいは個別であっても、小野田のこの卸売市場と同規模の市場という扱いではないので、この数字については、あまり比較対象にはならないのではないかと思います。これはこれで、平均では全国平均、あるいは個別、山口県の市場これはこれで捉えておけばいいだけのことであって、この市場規模等、そういう取扱いの品目にもよるでしょうから、これはもう全く別物と考えて、ここで実

際にどれぐらいの規模が、これと同等の規模でどれぐらいの売上げがあったらいいのかということは、別に算定すべきものじゃないかとは思いますが。

宮本政志委員 この執行部の回答を聞きよったけど、この4番は令和5年度の売上げを1億円と見込んでいる、この見込みの1億円っていうのは、1億円という数字がどうなのか、昨年度見込みが1億円で、今年度は昨年の実績を踏まえて、どれぐらいの見込みを組んで、何かってことでしょ。その数字をね、数字の根拠が果たして正しいかどうか判断するのに、今、中村委員が言われたように、この資料じゃ意味がない。うちの卸売市場が、例えばこういう肉を扱っている、花を扱っているとかがあっていうのがあるんで、魚を扱っているとかはよく分からんけど、だからその扱っているものの種類が類似する全国の卸売市場で、どれぐらいの売上げがありますよっていうのは、ちょっと資料として新たに欲しいなと思います。だからその周辺人口とか市場規模とか抜きにして、同じようなものを扱っているところでこれぐらいですよっていうのが欲しいなと思います。

藤岡修美委員長 宮本委員から、同じ規模の全国の市場の中で比較できるものの実績が欲しいという件ですが、これを執行部に求めていきますか。

中村博行委員 実際に、全く同じちゃうか、類似の市場だけを注視するっていうのは大変だと思うんですよね。あくまでも、そういう関係でこれを出してきたと思うんで、一応、宮本委員がおっしゃったように要望はしてみるべきだと思いますけど、期待はちょっとできんかという気はしますね。

宮本政志委員 すみません。中村委員。ここは議会なんで執行部にこれ出せませうかって要望して、執行部が出せませんって簡単に言ったら、そうですかっていうのは議会としてはあれなんで、ここで議決取って——結局、この売上げの1億円っていうものが、根拠がどうなのかってことを知り

たいわけですよ。これ10億円でもいいわけよ。100億円でもええわけよ。だからこの1億円を見込んでいるっていうことと、それを基に、この令和6年度見込みを立てた金額は、整合性とか根拠とかは何なのかっていうことよね。そもそもその数字っていうのはどうなのかって比較対照するためにはさっき言った、うちの卸売市場が扱っている品目と同じような品目を扱いよるところ。うちの市場が扱っていない品目いっぱい扱っている市場の大きなところを見てもしょうがないから類似のところを探してもらってそれを資料として出してもらわんことには、という意味で言ったんやけどね。資料請求、要望はないと思いますよ。

藤岡修美委員長 宮本委員が言われたように、執行部に求めていくっていうことでよろしいですかね。（「はい」と呼ぶ者あり）ほかにありますか。4番よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）5番目に移ります。別紙によれば、今年2月に、とある事業者がフレッシュに対して、市場活性化のために半分を借り、一緒に市場を盛り上げたいとの相談があったというが、この事実を把握しているかについて、執行部の回答が、「陳情者から話を聞いているが、卸業者のフレッシュには確認していない。」でした。これについて。

宮本政志委員 これは、もう少し詳細を執行部に聞きたいと思います。

中島好人委員 確認はしていないという回答だけでも、だからいつそういう実態を知ったのかとかね、そういう現場の状況を知ったのかとか、その辺のところもうちょっと聞く必要があるかなっていうのは感じがしますね。以上です。

藤岡修美委員長 こちらについては、もう一度執行部に確認を取るということでよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）6番目、上記5の内容は、別紙にある市場運営ではなく、賃貸で稼ぐつもりであるとの主張を裏づける一つの材料となり得るもので、市及び議会は把握する必要がある。

これは特に回答はありませんで、議会も把握する必要があるということ  
でよろしいですかね。上記分の内容はこれから執行部にまた確認を取る  
んですけど。

宮本政志委員 これはもうそのまま把握する必要——事実確認する必要がある  
でしょうね。

藤岡修美委員長 そういうことよろしいですかね。（「はい」と呼ぶ者あり）  
7番目、上記1、2、3、4、5の内容は、議会として今後も減免する  
にふさわしいかどうかの判断材料となるので、慎重さを求める必要のある  
事項である。これについては、今、市の執行部に確認を取っている状態  
なので、このまま、調査を求めていきたいと思います。ということ  
いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり。）8番。そもそも、地方卸売市場  
を運営する上で、売場の半分を仕切り、貸し出すことが適切な市場運  
営と言えるかどうか。執行部の考えはどうか、また現在も仕切ったまま  
であるのはなぜか。ということについて、執行部の回答が、「売場の仕  
切りは、令和5年度の転貸の際に加工申請が提出され、承認されたこと  
により設置された。令和6年3月31日で転貸承諾の解除を行ったため、  
転借人が撤去すべきであるが、フレッシュが加工場及び青果物の保管用  
仕切り板として、引き続き利用したいとのことであった。なお、令和6  
年4月1日付で加工承認申請が提出され、市が承認された。」でした。  
一応これについては執行部から、平面図、仕切り板の位置も掲載されて  
いる図面を資料として、提出されております。

宮本政志委員 8番は、まず市場運営と言えるかどうか。半分仕切ること、そ  
れと現在も仕切ったままであるのはなぜかっていう。その理由を求めた  
この二つですよ。回答に関して、幾つか述べてあるけど、よく分から  
ないところもあるので、今の論点、市場運営と言えるかということと、  
なぜ今でも仕切ったままなのかということの二つ以外にも、それに至っ  
た経緯ということは執行部のほうに確認したいと思います。そういう形

でいいんじゃないですか。

藤岡修美委員長　もう一度執行部に確認を取っていくということでよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）　それでは9番目、フレッシュが上記8での運営で良いということは、上記4の他市場ほどの売上げを目指していない考えであるように見てとれるが、市はどのように考えるかについての回答が、「仕切り板があることによって、売場としての用途に外れているわけではないと考えている。地方卸売市場の持つ公益性、公共性の役割を果たしているかということについては、市場における取扱高、地元出荷者数、売買参加者数と、実績を見て、判断していきたい。」でした。これについて。

恒松恵子副委員長　回答の中に、市場における取扱高、地元出荷者数、売買参加者数などは実績としてもう、時間は短いですが、把握しているのではないかと思うので、また改めて執行部に尋ねてみたいと思います。

藤岡修美委員長　執行部にその辺りの数字は求めていくということでよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）執行部に求めていきたいと思います。ほかにありますか。9番はいいですか。また執行部呼んで確認を取るといっていいですか。

宮本政志委員　副委員長が言われたこと以外にも、ここは重要な論点だと思います。つまり、運営でいいということは、もう執行部が上記8の件で、この運営で別に問題ないという前提でこうだということなんで、その前提も含めて、詳細は委員会で詰めていきましょう。

藤岡修美委員長　では、そういう形で執行部に聞いていきたいと思います。それでは10番、上記の1から9を踏まえ、市はフレッシュとの契約について、「計画どおり現状維持」、「契約の途中解除」、「契約更新しない」、「減免の内容変更を上程」、「減免の議案上程をしない」等々選

択肢があるが、現時点で具体的にどのように考えているかについて、執行部の回答が「全ての選択肢が可能性として考えられる。本契約が履行されることを前提として考えていきたい。」でした。これについて、いかがでしょうか。

宮本政志委員 さっき中島委員が言われたところが重要に絡んでくるよね。つまり、議会として、この内容の全てに、踏み込んでいいのか。あるいは減免の内容変更もしくは減免の議案を上程しないとか、減免の議案が出る場合とか、そういった場合は、例えば委員会で議会として審査、追及できる。でも、契約更新や契約の中途解除については、これは議会が関与できないとか。これ全部関与できるのか、どこまでができないのかというのは、この委員会で一度まとめたほうがいいでしょう。この減免のこののみが議案に上がってくるでしょうから、このこと以外、契約解除とかっていうのはいいんじゃないかなと思うんだけど、そういう整理をしましょう。

藤岡修美委員長 今、宮本委員から出ましたように、契約のことなので、議会がどこまで関与できるかは、その辺りを精査していきたいと思います。

中島好人委員 契約の内容云々は、僕らは議案として出たものに対して審査するわけで、そこまでうちが踏み込むべきではないんじゃないかと——契約の内容に突っ込んで、やめろとか、ああしろとかは、ちょっと違和感がありますね。

藤岡修美委員長 中島委員の意見も踏まえて、検討していきたいと思います。よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）11番、市は上記10に関わる今後の減免措置を含め、契約に係る結論をいつまでに出す考えかということにつきまして、執行部の回答が、「現契約存続期間満了の6か月前までに契約の更新に係る結論を出す予定である。」ですが、これについて。

宮本政志委員　ここも今後の減免措置を含めだから契約に関わる結論、その中には、減免措置も含まれていますよってさっき言ったように、どこまで委員会として関与できるかっていうところがありますので、その辺りも少し委員会で正確に調べましょう。11番の回答で、6か月前まで契約の更新に係る云々と書いています。こんな答弁がありましたけど、これは契約そのものでしょ。さっきの中島委員が言われたところ、論点になるんで、これまた事務局を踏まえて、議会会議、委員会会議の件は、精査していきましょう。

藤岡修美委員長　宮本委員の意見がございましたが、10番と同様、これについて議会がどこまで関与できるかは精査していきたいと思います。よろしいですかね。（「はい」と呼ぶ者あり）12番。仮に市が計画どおりの減免措置の議案を上程する場合、その審査に十分納得できる資料や裏づけのある計画等が議会側に示されると考えてよいか。これについて、執行部の回答が、「議会が求める客観的な数値や次年度以降の計画と、議会の審査に必要な資料の提出に努めたい。」ですが、これについて。

宮本政志委員　これは担当課が非常に丁寧な資料を提出してくれています。本来、法的に出せないものもあるので、そういったもの以外は、今のこの議会に対して、執行部は出さないという姿勢っていうのはあんまり感じないです。ここはもうそのまま考えてよいということでもいいんじゃないですか。

藤岡修美委員長　では、このままで、執行部は資料を提出してくれるということで。13番、何らかの事情によって、地方卸市場の運営が困難となった場合、附属店舗の営業はどのようになるかということについて執行部の回答が、「債務不履行による解約の場合と、賃貸人からの更新の拒絶ないし解約の申出の場合で対応が分かれる。後者の場合は、借地借家法により、賃貸人から転借人に通知し、その通知がされた日から6か月を

経過することで、転貸借の契約が終了する。」ですがこれについて、何か御意見ありますか。

宮本政志委員 これは陳情書の文脈からいくと運営が困難になった場合ですよ。ここに契約が解除された場合、もしくは、契約更新がされなかった場合ということがあれば、後者でということはあるんですけど、この意図からいくと運営が困難になった場合、今のフレッシュがなかなか運営しづらくなった場合ってことは、この回答で言ったら前者になりますから、この辺りはしっかり、担当課に委員会で聞いていくべきじゃないですかね。少し回答がずれていますよね。

藤岡修美委員長 執行部の回答をちょっと整理していくということによろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）14番。附属店舗には上記13についての説明がなされているか、その説明はフレッシュと附属店舗との契約前に行われたか、誰が行ったか。附属店舗が納得しているか、ということについて、執行部の回答が、「附属店舗、現在転貸している事業者については、市が契約前にリスクの説明をしている」でした。これについて、何か御意見ありますか。

宮本政志委員 ここ14番、この15番も結局、このことによって、今後例えば減免の議案が出た前提とした場合に、委員会としてどこまで関与できるかっていうことと当時、議会として減免措置は議決したわけです。私もそのとき、担当委員会おりましたけど、市民の財産ですから、こういった場合、もし否定的な回答だった場合に、今後、議会として、市民の財産である卸売市場をどういうふうな方向性で考えていかないといけんかに大きく関わってきます。今後の委員会の方向性に関係してくるんで、これもしっかり執行部に15番も含めて、聞いていかなきゃなと思います。ただ15番——今14番なので15番は、15番のときに言おう。

藤岡修美委員長 そうですね。附属店舗はいろいろと荒れそうなので、これも

執行部に詳細を聞いていくということによろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）そうしたら15番。記事に、役員貸付金に対する利息の支払いがなされていないとあるが、これは法的問題が出てくる可能性があり、この事実確認をすべきであるということについて、執行部の回答が、「現状の数字をもって違法性があると市は考えていないが、減免貸付けをする場合において、議会の審査に必要であれば事実確認をしていく。」でしたが、これについて御意見はありますか。宮本委員、先ほど何か。

宮本政志委員　まずは事実確認をすべきであるっていうのが——これは参考人としてフレッシュに事実確認をする、担当課もどう思っているかってことを確認するってことが必要かな。もう一つ、役員貸付けもあれば役員借入れっていうのがあって、それぞれ利息を支払う義務がないといったようにいろいろ分かれるわけで、その辺りもしっかり正しい認識を委員会が持たないといけんよね。そして、法的な問題が出てくる可能性があるよね。どういった法的な問題が出てくる可能性があるのかっていうのは、議論できるけども、違法性、法的に問題ありなしっていうのは、ここは司法の場じゃないので、この15番は非常にこれ今から審査に深く入っていくには、慎重に入っていくかね。まず事実確認をきっちり、これはもう参考人と担当課の解釈を委員会は委員会で調べましょう。

藤岡修美委員長　15については、担当課並びに参考人としてフレッシュに事実確認をしていく形で進めていくということによろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）16番。上記15の調査により、もし違法行為が確認された場合、他の内容とは異なり重大な問題であると考えてるが、市はその場合、どのように対応するのかについて、執行部の回答は、「違法行為、あるいは契約に違反する行為の事の重大性によると考えている。軽微な違法行為等によって直ちに契約解除されるものではなく、その都度、当該事実をもって判断していきたい。」ですが、これについて何かありますか。

宮本政志委員　ここも契約に違反する行為があったら、契約違反でそもそも解除条項です。これに大小は関係ないよね。だからその辺りは担当課を呼んで、この前回の回答も踏まえて、どのように対応するのかをもう少し深く聞く。ただ、これもどのように対応するのかはケースバイケースで、そこは詳細を詰めてときには、こういったことはこうしますという事例とか、例を挙げてというのは、担当課は無理と思う。その辺りをもう少し気をつけながら、委員会のほうで確認をしていかないといけんけど、思うのが、そもそも委員会所管でやっとなるわけです。今日のように1からダーッと11まで一気にこうやっていくとね、申し訳ない。僕も、力不足で力量ないんで、前回、本来なら担当課が答えたことを一つ一つ今こういうことを確認していかんといけんねっていうことをその場で本来は聞いていくべきことなんよ。自分でもこれ1から言いよって、少し恥ずかしくなった。だから今後は、これだけの項目があったら、一つ一つちょっと時間や間を空けて、質疑する形での委員会運営を心がけてもらっていいですかね。本来ならこの間それを詰めないといけんよね。もう少し掘り下げた答弁、質疑をしておかないといけなかった。だからダーッと一気に16番まで行くんじゃないかと、もう少しその辺りをお願いします。

藤岡修美委員長　もうちょっと丁寧な委員会運営を努めたいと思います。執行部から提出があった資料について、何か皆さんのほうでありますか。損益計算書と貸借対照表、これは間違いないですね。それから、認定を受けた令和4年3月から現在までの時系列的なものが分かる資料ということで、令和4年3月25日から令和6年4月1日までの時系列に整理したものが提出されております。

宮本政志委員　今、担当課が出してくれている資料は、十分な資料が出ていると思いますね。

藤岡修美委員長　ほかに皆さんこの資料についてはよろしいですか。（「はい」

と呼ぶ者あり)ほかにこれ以外に執行部に求めたい資料はございますか。

宮本政志委員 さっき議決を採ったのは、同規模の売上げの卸売市場、それと13番の関係で、先ほど借地借家法によりって形で担当課が言われたんで、借地借家法のどの部分を根拠にということをちょっと知りたいです。その辺りを資料として示していただきたいなと思いますので、議決をお願いします。

藤岡修美委員長 宮本委員から確認がありました。同規模の市場の売上高があればということと、借地借家法のどの部分について論拠にしているかということの資料を執行部に求めるということによろしいですか。(「はい」と呼ぶ者あり)その2点を執行部に資料請求していきたいと思います。ほかにありますか。(「ありません」と呼ぶ者あり)よろしいですか。

宮本政志委員 それと委員長、先ほど二度ぐらい、フレッシュに対する参考人招致の件を意見として出しておりますんで、今日、別に日時等もございますから、参考人の議決っていうのは採らなくてよろしいんですけど、今後、執行部を呼んで今日のこの疑義に対していろいろ所管事務調査をやりますよね。それに伴って最終的に、確認事項があったら、参考人招致という方向性で僕は解釈していいのかな。

藤岡修美委員長 今、宮本委員からありましたが、いずれ、フレッシュを参考人として招致する必要がある場合は、参考人招致を求めていくということによろしいですかね。(「はい」と呼ぶ者あり)そういうことで求めてまいりたいと思います。ほかに何かありますか。(「なし」と呼ぶ者あり)それでは、本日の審査が終わりましたので、産業建設常任委員会を終わりたいと思います。お疲れさまでした。

---

午前 9 時 5 2 分 散会

---

令和 6 年（2024 年） 7 月 2 5 日

産業建設常任委員長 藤 岡 修 美